

17 世紀フランスにおける服飾規範

Garment Standards in 17th Century France

内村 理奈

共通／総合教育科目非常勤講師

抄録

17 世紀フランスの多くの礼儀作法書には、当時のモードと不可分の服飾規範が記されており、同時代の人びとの感性と振舞いの特性を知るための格好の資料となっている。本論はこれらの服飾規範の全体像とその意味を明らかにするものである。宮廷をモデルとする服飾規範は、身体表象による社会の階層化に貢献していた。習俗を洗練・教化しながら、一方で差異化を促進することが、絶対王政生成期における服飾規範の特色である。

Abstract

Styles of the time and inseparably linked standards in garments are found in many etiquette books of 17th century France. These books provide a reference for gaining insight into the sensibility and comportment of people of that period. The objective of this paper is to give an overall picture of these standards and to shed light on their significance. Garment standards modeled after court life contributed to the stratification of society through various physical emblems. The simultaneous promotion of differentiation and the refinement and cultivation of manners is a characteristic of garment standards during the formation period of an absolute monarchy.

キーワード：17 世紀、フランス、礼儀作法、ファッション

序：

絶対王政生成期である 17 世紀フランスでは、礼儀作法書が続々と刊行された。これらの中には、服飾規範とモードに対する心構えが記されているものがあり、当時の人間と装いの関係に関する貴重な情報源となっている。礼儀作法書は、主に宮廷や貴族社会のあるべき行動様式を普及させ

るために出版されたものであるが、立ち居ふるまいやしつけを語る文脈で、外見と装いについても触れている。これらの服飾規範は一見瑣末なもののように見えるかもしれないが、当時の人びとの感性とふるまいの特性を知るための格好の資料となっている。ノルベルト・エリアス Norbert Elias (1897-1990) の『文明化の過程』をはじめ、近世ヨーロッパにおける人びとの感性や身体感覚のゆるやかな変遷を論じたものは複数あるが¹⁾、服飾規範に着目して詳細に検討したものはないと言っていいだろう。筆者はこれまで帽子や仮面の作法、および作法に反しながらもモードとして広まった部屋着の問題についての論考を発表してきたが²⁾、それに続くものとして、本論では服飾規範の全体像を明らかにし、これらの作法がいかなる意味を持つものであったのか考察することにしたい。

1. 礼儀作法書

ひとくちに作法書と言っても、膨大な出版量もさることながら、その内容は多種多様で、すべての作法書に服飾に関する記述が見られるわけではない。作法書の分類は大変な作業であるが、たとえばロジェ・シャルチエ Roger Chartier(1945-)は『読書と読者、アンシャン・レジーム期フランスにおける』*Lectures et lecteurs dans la France d'Ancien Régime* (1982)の中で次の三種に分類している³⁾。

- (1) エラスムス D.Erasme (1469-1536) の『少年礼儀作法論』*De civilitate morum puerilium libellus...*(1530年)の流れを汲む道徳的かつ教育的性格の強い作法書。
- (2) カスティリオーネ B.Castiglione (1478-1529) の『宮廷人』*Le Cortegiano* (1528年)の流れを汲む社交儀礼と結びついた貴族の行動様式を特権的に規定する作法書。
- (3) フランス革命期に登場した「自由と平等」を獲得するための「共和国礼儀作法」を推進する作法書。

本論ではフランス革命以前のいわゆるアンシャン・レジーム期を考察するので、(3)の類は検討対象から外す。そこで作法書研究を包括的に手がけているアラン・モンタンドン Alain Montandon (生年不詳)の集成したビブリオグラフィを参考にして⁴⁾、(1)と(2)の流れを汲む作法書を、その書名などを手がかりに分類すると、次のように大きく4種になると思われる。

第1に、読み書きを教えるもの。第2に公の場での話し方を教えるもの。第3にキリスト教信者としての心構えを説くカテキスム形式のもの。第4に貴族の師弟に宮廷や社交界での作法、つまり立身出世の道を説くものである。これら4種の数量的な割合については、2番目の話し方についてがもっとも多く、その次に「読み書き」と「キリスト者の心得」、そして「社交界での作法」という順になるだろう。しかしモンタンドンの調査が網羅的なものであるとは言え、おそらくこれらの書物の出版量を正確に知るのは困難である。また、以上の分類ごとにそれほど大きな数量的相違があったかどうかはわかりにくい。むしろ、いずれも非常に大量の類書、あるいは代表的な作法書の模倣版が無数に出版されたと考えるのが妥当である⁵⁾。

礼儀作法書研究の最近のものでは増田都希による博士論文(2007年)がある⁶⁾。彼女は18世紀の作法書を取りあげ、そもそも礼儀作法書という日本語がかなりの語弊をまねくものであるところから、「処世術書」という言葉を用いた。いわゆる礼儀作法書とは、この時代におけるさまざまなレベルにおいての「善く生きること」を指南した書物群であるからだ。そして、行動規範を述べるものは「行儀作法書」として区別した。このような分類および新たな呼称は、いわゆる作法書群の内容を正確に反映したものとして、大変有効であると思われる。

さらに、増田はこれら「処世術書」を、やはり上記のモンタンドンによるビブリオグラフィを参考にして以下のように分類している。参考までに、記しておこう⁷⁾。

- a. 人間・習俗観察、風刺書
- b. 各慣習行動におけるふるまいの規則(マナーブック)、実践的、具体的
- c. 特定の慣習行動に特化したふるまいの規則
 - ・会話術、話し方、手紙の書き方
 - ・その他(決闘(武術)、ダンス、料理、馬術、身だしなみや健康管理)
- d. 特定の社会的場に特化したふるまいの規範
- e. 教育書・児童教育書

しかし、本論で扱うことになる服飾規範とは、増田の述べる上記の「処世術書」にも「行儀作法書」にも実はどちらにも見られる。もちろん、すべての作法書に見られるわけではない。以上の分類の中に、服飾規範は散在しているのである。したがって、服飾と身体にかかわる規範を論じる際には、あえて「処世術書」や「行儀作法書」と区別する必要はない。このように非常に多岐にわたるテーマについての雑多な書物群が、いわゆる礼儀作法書と呼ばれてきた書物の実体であった。なかには、立身出世の道を説いたり、女性としての徳を説いて精神的側面を教導する内容と、瑣末なものと考えられがちな行儀作法や服飾規範が、ひとつの書物の中に混在している場合もある。その点も、作法書と呼ばれる書物群の定義を難しくする一因である。以上の分類が有益であることを認めつつ、もう一度冒頭に示した礼儀作法書全般の4種の分類に立ち戻って、論じていくことにしたい。

すでに述べたように、4種すべてに服飾に関する礼儀作法が記されているわけではない。服飾規範が記される作法書は、キリスト者の心構えを説く型と社交作法を教える型である。しかもそれらのうちには、当然、道徳や精神のあり方、つまり人間の内面の問題を主に説く書が多く見られる。それらを除く、具体的な事例について実際に役立つ情報を詳細に論じた実用性重視型の作法書の中に、服飾に関する記述が見られるのである。それらの典型となる作法書の代表例として、次の5書を挙げることができる。いずれも複数の版を重ねたベストセラー書であった。

まず、ニコラ・ファレ Nicolas Faret (1596?-1646) の『オネットム、すなわち宮廷で気に入られる術』*L'honnête homme ou l'art de plaire à la cour* (1630年)である。宮廷における理想的な男性像、オネットムのあり方について論じた著作で、フランスの最初の宮廷作法書と言える記念碑的な作品である。

シャルル・ソレル Charles Sorel (1582?-1674) の『ギャラントリーの法則』 *les lois de la galanterie* (1640年) は、当時の社交界、特に女性たちのサロンにおける理想的な男性像であるギャラントム⁸⁾のあり方について述べたものである。

アントワヌ・ド・クルタン Antoine de Courtin (1622-1685) の次のふたつの作法書は、多くの模倣作品を誕生させたほどで⁹⁾、当時の数ある作法書を代表させるにふさわしい。まず、特に宮廷に出仕する青年向けに実践的な作法を説いたものとして、『フランスにおいて紳士の間で行なわれている新礼儀作法論』 *Nouveau traité de la civilité qui se pratique en France parmi les honnêtes gens* (1671年) がある。著者自らがその緒言の中で、本書は実践 (pratique) 編であるから、礼儀作法に対するさらに深い理解を得るためには、より一般的な道徳論を展開している *Traité de la civilité chrétienne* を併読することが望ましいと述べている⁹⁾。もう1冊は、子供たちにキリスト教信者としての具体的な心構えを説くカテキスム形式の書物で、『現行の作法に従い、体系的かつ正確な方法を新たに記した礼儀作法論』 *Traité de la civilité, nouvellement dressé d'une manière exacte & méthodique & suivant les règles de l'usage vivant* (1681年) であり、これも様々な模倣作品を生んだ。

さらに、貧しい青年の教育に力を注いだ教育者兼聖職者、ジャン・バティスト・ド・ラ・サル Jean-Baptiste de la Salle (1651-1719) の作法書も名高いものである。『キリスト教信者の礼節と礼儀に関する法則』 *Les Règles de la bienséance et la civilité chrétienne* (1703年) は、とりわけキリスト教的な道徳観の上に立ち、模範的な信者の生活について述べたものであり、これも長らく重版され、広く読み親しまれた書物であった。

以下では、これらの中で、服飾規範がどのように展開されているか見ていくことにしたい。

2. 服飾規範

作法書には、人はどのように衣服を身につけるべきなのか、その規範が記されている。当時の衣服に関する心構えで重視されたのは、ひとつはプロブレテ (propreté) であった。つまり清潔である¹⁰⁾。もうひとつが服飾の扱い方である。ファレの著した『オネットム』では宮廷人の衣生活の理想像が示され、ソレルの『ギャラントリー』ではパリを中心とする洒落者たちの理想像、特に貴婦人に気に入られる術としての装いのあり方が提示され¹¹⁾、クルタンの作法書では貴族やキリスト教信者の衣生活のあるべき姿、ラ・サルにおいてもキリスト者としての衣服とのつきあい方が示されている。

クルタンの作法書によれば、当時の服飾規範で重要であったのは、男性にとっては帽子、マント、手袋、ハンカチーフの扱いであり、女性にとっては黒いマスクの扱いであった。これらの服飾をどのように身につけ、対人関係の中でどのように扱うかが、問題にされた。いつ、どのような場所で、誰と一緒にいるときに、どのように礼儀にかなう方法で着脱するかということである。ラ・サルはこれらに靴下、靴、シュミーズ、クラヴァットを付け加えている。

作法書に記される服飾規範の基本は、次の4点にまとめられるだろう。第一にいつ、誰といるときにどのように着脱するか、つまり着脱の作法である。第二に対人間にかかわる問題、および

衛生観念とのかかわりである。第三に着こなし方をどうすべきか、つまりだらしのない装いを戒めるものである。第四にモードに対する心構えである。以上のような分類に基づいて、先にあげた作法書から考察する。

(1) 着脱の作法が求められる服飾

作法書に記されている服飾規範の中で、特に慎重さが要求されたのは帽子の扱いである。クルタンの著書の中ではもっとも多くの紙面を割いて論じられている。たとえば *Traité de la civilité* では、第3章「衣服」の項目中、他の服飾に関してはそれぞれ1節ずつ設けられているが、帽子に関しては3節が連続して割り当てられて、「帽子について」、「帽子を脱ぐこと」、「帽子をかぶること（かぶせること）」というタイトルになっている。ラ・サルにおいても、他の服飾とは異なり、帽子については独立した1節を特に割り当てて論じている。このように、帽子の扱いは服飾規範の要であり、ほかのすべての服飾規範はこれに準ずるものと考えても可能である。帽子の規範についてはすでに論じたように¹²⁾、敬意を表すべきときに脱帽するのが基本である。この行為は近世の男性の間では非常に神経を使う日常的問題であり、公私いずれの場合でも身分を再確認する場となっていたため、身体感覚として身分社会システムが植えつけられていくものとなっていた。

マントにも、身につける場とそうでない場があった。クルタンによれば、マントは次のように扱う必要があった。

問：マントはいつ身につけなければなりませんか。

答：教会や食卓でマントを羽織るのは礼儀にかなっていません。

問：教会や敬意を払うべき人がいる場にマントを羽織ったまま入ってもよいですか。

答：いいえ、それは礼儀に反します。そのようにして王子様の家に入っていけば人びとの叱責を受けることになります。¹³⁾

ラ・サルも同様のことを述べる。

要人がいる場にマントで身を包んで入ってはいけぬ。王太子の家であれば、叱責されるし、追い払われることさえあるだろう。¹⁴⁾

教会や食卓ではマントを身につけていてもよかったが、敬意を払うべき場所や人前に出るときにはマントを脱ぐ必要があった。このような敬意を払うべき人やもの前で身につけているものを取るのには、服飾規範の基本的な考え方で、大人も同様である。クルタンは次のように述べて、王や大貴族のいるところにマントを身につけて入るのは無作法であるとした。

(大貴族の) 邸宅や寝室に入る際に、マントで身を包んでいるのは作法に反する。

王の居室にこのように入れば、何らかの体罰を受けるであろう。¹⁵⁾

また、ラ・サルは次のように述べて、マントの着こなし方に注意を喚起している。

作法ではマントは両肩の上に羽織って、前に垂れ下がっていることを求めている。腕の上
にまくりあげているのはよくない。肘の下に折り畳んでいるのはさらによくない。テーブ
ルについているときに脱がずにいるのは礼儀に適っている。¹⁶⁾

クルタンによれば子どもの作法も同様である。

問：子どもはどのようにマントを羽織ったらよいですか。

答：両肩の上に。¹⁷⁾

このように、老若問わず、両肩にマントを羽織るのが作法書では勧められた。しかし当時の服飾
版画を見ると、どちらか一方の肩にマントを羽織っていることが多く、流行の着こなすと作法は
食い違っていた側面もある (図1)。



図1. Jean de Saint-Igny, *Le théâtre de France contenant la diversitez des habits selon les qualités et conditions des personnes*, 1629より。フランス国立図書館版画室所蔵。

また次のような注意もなされた。

話しかけたい相手のマントやローブを引っ張るのは無作法である。特に、その人が身分の
高い人であるときはなおさらである。¹⁸⁾

クルタンもラ・サルと同様に述べている。実際にはこのような無作法はよく行なわれていたの

であろう。マントを羽織るべき場所、状況、羽織り方、そして、マントを着た他者に対する距離のとり方を心得ていることが肝要であった。

手袋もマントと同様、中世以来、騎士であれば誰もが身につけていたため、騎士の証と言えるものであった。特に手袋は、17世紀には、刺繍などの美しい装飾が施され、それ自体が価値あるものと見なされた。このような貴族男性の必需品である手袋については、以下のような注意がされた。

問：子供はいつ手袋をはめていなければなりませんか。

答：次のような場合が礼儀になっています。

1. 通りを歩いているとき。
2. 仲間と一緒にいるとき。
3. 田舎へ行くとき。

問：いつ手袋をはずさなければなりませんか。

答：神に祈るときと食卓につくときには手袋をはずすべきです。¹⁹⁾

引用は子どもの例だが、敬意を払うべき場で手袋をはずすことが求められている。大人の場合は、女性をエスコートするときに手袋を手を持っていなければならなかった。つまり女性に手を差し出すときには、常に手袋をはずして、それを手に持つのが原則であった。

貴婦人を教会やその他のところに連れて行くときには、手袋を手を持ち、敷石や上座の位置にしたがって、婦人の右手を支えるべきである。教会でもそのほかのところでも、貴婦人に手を差し出すときには、必ず手袋を手を持つのが一般的な規則である。²⁰⁾

また、ラ・サルは青少年に次のような注意をしている。

通りを歩いているとき、仲間と一緒にいるとき、田舎へ行くときには、手袋をするのが礼儀に適っている。手袋を手を持って、それを動かしたり、もてあそんだり、誰かに打ちつけたりするのは無作法である。こんなことはまるで学童のすることだ。

教会に入るとき、聖水に触れる前、神に祈るとき、テーブルに着く前には、手袋をはずすべきである。

誰かに挨拶をしたり、たとえば手にキスをするために、深いお辞儀をしたいときには、素手になること。右手の手袋をはずすだけでよい。何かを与えたり受け取るときも同様である。

仲間と一緒にいるときに、ひっきりなしに手袋をひっぱったりはめたりするのは無作法だ。手袋をはめているときに、それを口元に持っていきしゃぶったりなめたり、左腕の下にもっていったり、左手しか手袋をはめていなかったり、左手で右の手袋をひっぱったり、あるいはポケットに手袋をいれてしまうのは無作法である。²¹⁾

このように手袋にも、はめるべきときと、はずすべきとき、つまり着脱の作法があった。また

手袋をもてあそぶことが具体的に批判されている。手袋の着脱も他の服飾と同様、敬意をはらうべき場と人の前でははずすという原則があった。敬意を払うべき場とは、教会や身分の高い人のいる場であり、敬意を払うべき相手とは貴婦人、王、王太子や、聖職者を指していた。

女性には帽子、マント、手袋に関する規範はあてはまらなかった。彼女たちにとっては唯一黒いビロード製の顔を覆うマスクのみが注意を要する服飾であった。教会に入るときや敬意を払うべき人の前に出るときに、マスクで顔を覆ったままでいるのは無作法とされた²²⁾。女性のマスクについてもすでに論じているが²³⁾、女性のマスクの作法は男性の帽子の作法に似通う側面があった。しかし、マスク着脱行為は公の場での社会規範として通用するものであると同時に、女性の行動の自由を許すものともなっており、男性の帽子とはまた異なる様相を呈している。これは、マスクつまり仮面が、常に両義的な意味合いを帯びていること、あるいはまた女性は男性と比べて社会的役割を要求されていなかったことも関係するのかもしれない。

以上のように、服飾規範の大原則は、敬意を表すべき相手や事物の前では自分の身に付けているものを取ることであった。つまり身分を再確認しあう場であり、再生産していく場ともなっていたと言えるだろう。

(2) 対人間のエチケットおよび衛生問題

ハンカチーフの扱いは、常に洩のかみ方とともに論じられる。当時はまだ手鼻をかむ人が多く、エリアスも論じたように、洩をハンカチーフでかむようになるのは一種の文明化の過程と位置づけることができる²⁴⁾。このような洩のかみ方の変化は、一般に考えられているように、衛生観念の変化であるのはもちろんであるが、同時に対人関係の問題であったとも思われる。身体の汚物の取り扱いを、次第に他人の目から隠す感性の成立であるからだ。他人に不快な思いをさせないための配慮が浸透した結果、ハンカチーフが普及したのである。

たとえば、素手や衣服の袖などで洩をかむのは無作法であり、ハンカチーフを用いることと作法書はいつている。

問：子どもはどのように洩をかむべきですか。

答：素手や、服の袖や、衣服で洩をかんではいけません。素手でかみ、そのあと衣服で拭いてもいけません。魚屋さんがするように、鼻に指をつっこんで、その中にある汚物を地面に押しつけてもいけません。そうではなく、不快な洩汁を取るためにはハンカチーフを使うべきです。²⁵⁾

そして洩をかみ終わったら中の物を隠すためきちんと折りたたむこととされた。

問：洩をかんだあとはどのようにすればよいですか。

答：ハンカチーフをきちんと折りたたんで、鼻からでたものを覗かずにそれを隠すべきです。²⁶⁾

以上のような稚拙な内容の注意がどの作法書にも見られるのだが、これらは何よりも周囲にい

る他者へ配慮の芽生えと受け止められる。たとえば次のようにいうのである。

問：仲間と一緒にいるときにはどのように涙をかめばよいですか。

答：可能ならば、一緒にいる人のいない方に顔をそむけるべきです。振り向いたら誰かと顔を突き合わせてしまうのであれば、帽子か別の手を前にもってくるべきです。²⁷⁾

これと同様のことはラ・サルも言及する。他人の面前で涙をかむのは耐え難いものであり、顔をそむけるか、やはり帽子で隠すべきだとし、さらに、涙をかむときに大きな音を立てるのも許されないとしている²⁸⁾。さらに手袋と同じようにハンカチーフをもてあそぶのも戒めている。

涙をかむ前に、長い間ハンカチーフを引っぱるのは無作法である。このようなことは、そばにいる人に対する敬意の欠けた行為である。またどこで涙をかんだらよいか探すためにあちこちを広げるのも無作法だ。ポケットからハンカチーフを出したら、すぐに涙をかまなければならない。他人には気づかれないようにして。²⁹⁾

このように、そばにいる他者に不快な思いをさせないことが、とりわけハンカチーフの作法では求められていた。他者と接するときには不快な思いをお互いにしないようにするという配慮が誕生したのであった。

(3) だらしなさを戒める

服飾規範は、また、装いのだらしなさ、つまり *négligence* な状態を戒めるものでもあった。これに関してはすでに部屋着モードの問題として論じたことがあるが³⁰⁾、身体の快適さを求めることを良しとしなかったのである。作法は身体がくつろいだ状態になることを認めなかったのだ。

たとえば、靴下についてラ・サルは次のように述べている。

結び付けていないので、靴下が靴のかかとにさがってしまっているのは非常に見苦しい。脚部にしわができないように、ぴんと張らなければならない。ちょっとでも破けていたり、靴の外にいくつか継ぎがあったり、あまりにきつすぎたり、それらを通して、脚部が見えてしまうことを、決して我慢してはならない。³¹⁾

ゆるみのある着こなしは許されなかった。破れていたり、サイズが合わないもの、継ぎがあたっているものも認めないのである。

靴に関しても同様である。

靴に関しては、バックルでしっかりと留められているか、あるいは紐で締められているようにしなければならない。

家の中にしろ、屋外にしろ、靴をスリッパのようにしてはいけない。そして靴は常に清潔に（汚れのない状態に）しているのが礼儀正しい。³²⁾

この場合の靴とは、木靴ではない。革製の靴であり、バックルか、紐締めになっているもので

あった³³⁾。それをスリッパのように履いてはならなかった。

シュミーズに関しては次のような注意がされている。

衣服は常に前面がきちんと閉められて、シュミーズが見えないようにするべきである。とりわけ胸の部分はそうである。そして、きちんと留められていないので、シュミーズの袖の部分が手首にかかってしまっていたり、カルソンの紐が垂れ下がっているのは許しがたいたらしのなさである。同様にあちらこちらからシュミーズが見えているのは困惑させるものである。³⁴⁾

衣服の開口部からシュミーズが出ているのがよくないのだが、実際にはシュミーズが見えるように着こなす人は多かった。衣服のあちこちからシュミーズを覗かせた着こなしは16世紀以来、清潔への配慮から非常によく見られたものである³⁵⁾。しかし、そのような流行が現にあるがゆえに、以上の訓戒も生まれるのであろう。

首周りのことについては次のように記されている。

首がむき出しのままになっているのは認められず、首には常にクラヴァットを巻いていることが望ましい。姿を見せているとき、そして家の中にいるときには、服を脱いでくつろいでいるときであろうと、具合の悪いときであろうと、適当なハンカチーフで首を覆っているのが望ましい。³⁶⁾

首周りの素肌が見えていることは、家の中でくつろいでいるときでも、体調の悪いときでも、作法は許さなかった。常になにかで覆っている必要があった。

このように身体が開放感を感じるような装いは厳に戒められるものであったといえる。これらの服飾の多くは、実は身分の高い人びとの身につけたものである。下層の人びとにとっては、ほとんどが縁のない服飾であった。

(4) モードとの関わり

また、礼儀作法にかなう理想的な外見を提示する中で、いくつかの服飾が推奨されることがあった。白い下着類が勧められたり、リボンのような小物が特筆される例である³⁷⁾。

これらは、もちろん作法でもあるのだが、同時にモードの問題である。実際、モードと作法は特に17世紀においては非常に近接した概念であり、反発しあうこともあったが、連動している部分もあった。17世紀フランスにおいては、モードは単にうつろいゆく流行などではなく、より奥深い内面の洗練を目指す総合的な身体術でもあったからである。作法と結びつく理想的な装いは単にモードとして流布しただけでなく、それにふさわしい身体行動を伴って内面と関わる理想像として作法書は示す。それらは対人関係における潤滑油としての役割も果たし、社会的な約束事として機能した。

作法書に見られる服飾規範は、何が洗練されていて、何が洗練されていないか、何が作法にかなっていて、何が不作法であったか、何が宮廷人に求められ、何が野蛮とみなされるかを厳密に

峻別していくものであったから、「もの」としてただ身にまわってればいいというものではなかった。どのような服飾を、どのように扱い、どのように身につけるのか、そして、どのような振る舞いと結びついた時にそれらが調和のとれたものになるのか伝えていた。当時の作法書は生きた装いモデルの伝達手段であり、身体と服飾の有機的な関係のあり方を示すものであった。

結論：服飾規範の二面性

服飾規範は服によって、外見に一定の基準を定め、人間の感性を制御し、ふるまいを細かく規定した。そうすることによって社会を上から下まで秩序立てていこうとするものであったといわれてよいだろう。歴史家ロベール・ミュシャンブレが指摘しているように、15、16世紀においては「生まれや貧富の差によって現実の階層分裂が生じてはいても、支配者と被支配者の間にはまだそれほど大きな集合的感性や行動様式の差異が生まれてはいたわけではない」³⁸⁾。しかし17世紀になると、特に礼儀作法書の膨大な量の出版により、貴族と庶民の間の身体行動様式、換言すれば、身のこなしの基盤となる感性そのものの溝が次第に広がっていった。17世紀はまさに身体感覚や感性の部分から人為的にこの溝をつくっていかうとする時代だったと言える。

精神のあり方と身体行動を伴ってはじめて生きた装いが成立する。それが服飾規範の眼目である。したがって、ただ流行の衣服を身につけてさえいれば、理想的な装いとして成立するものではなかったから、流行の衣服とそれにとまなう心身の動きを合わせる上でさまざまな誤解やズレが生じたことが想像される³⁹⁾。このような特色を念頭においてみると、服飾規範がモードとしてそのままストレートに伝播されたとは思えない。

礼儀作法書の流布によって作法にかなう生活スタイルが広範に広まったのは事実であろうが、他方でこれらの規範が広まるにつれて階層の差異を生み出すことにもなっただろう。それが服飾規範の二つの側面である。礼儀作法書による服飾規範には万人の衣生活を同質化する側面と差別化する側面が存在していた。

作法書に情報として記された服飾規範はひとつの理想形である。一般に情報というものは、広く行き渡れば皆が平等に同じ情報を共有できるものと考えられる。だが、実際には情報を得られる人、情報を得られない人、情報を得てそれを自分のものにすることができる人、情報を得ても自分のものとして理解することができない人、というようにその受容のあり方はさまざまであろう。情報があるがゆえの、差別化の促進も起こりうる。

さらに作法書による服飾規範の伝達には、二重三重の意味あるいは戦略ともいうべきものが存在したと思われる。作法書には宮廷の振る舞いモデルの伝播という意味がある。したがって、作法書の流布は宮廷中心の中央集権国家の創成期における国家戦略的な色合いも帯びていた。情報の発信源である宮廷あるいはパリの貴族の生活全体を頂点とする、意図的なヒエラルキーの創出である。

このような作法書によるヒエラルキーの創出は、たとえばソレルの『ギャラントリーの法則』

に明らかだ。ギャラントリーの中心地はパリであり、それ以外の土地にはギャラントリーは存在し得ないと明言しているからである。

フランス以外のいかなる国も、ギャラントリーに関する規則をみごとに守るという榮譽をわがものにしてはならないということ、ギャラントリーに関する源泉を探し求めるべきところは、あらゆる流儀の首都であるパリなのだということを、我々は決定したのである。[...]田舎の人びとには上流社会の雰囲気もギャラントリーもありえないであろう。というのは、パリでしか通用しないからである。⁴⁰⁾

このようにパリがモードの中心地であるという共通理解を形成させることによって、パリを頂点とするモードの階層ができあがる。そしてそれは、身体表象としての外見とふるまいの階層化につながっていく。

宮廷をモデルとする服飾規範、それによる身体表象のピラミッドの創出に一役も二役も買っていた作法書は、絶対王政期の宮廷文化生成に際して、意図的かつ戦略的に作り出されたものであったと考えられる。習俗を洗練させつつも差異化を促進する。それが絶対王政生成過程の17世紀フランスにおける服飾規範の特色なのであろう。

付記：本稿は『平成14年～16年度文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 日本と西洋における服飾情報伝達の相互媒介に関する史的比較研究』（研究代表者 徳井淑子）における報告文、および服飾文化学会 第6回大会（平成17年5月21日、共立女子大学）での口答発表を基に大幅に加筆修正を施したものである。

注

- 1) ノルベルト・エリアス、波田節夫・中野芳之・吉田正勝訳、『宮廷社会』、法政大学出版局、1981年。ロベール・ミュシャンプレッド、石井洋二郎訳『近代人の誕生、フランス民衆社会と習俗の文明化』、筑摩書房、1992年。
- 2) 拙稿「アンシャン・レジーム期の帽子——礼儀作法が構築する階層社会——」(The Meaning of Hats during the Ancien Régime: How Manners Helped Build a Hierarchical Society)『国際服飾学会誌』No.29, pp.53-69, 2006年。拙稿「アンシャン・レジーム期の帽子をめぐる身体表現——ダンスの教本を中心に——」『お茶の水女子大学人間文化論叢』第8巻, pp.113-122, 2006年。拙稿「女性の仮面に見られる日常性と祝祭性——17世紀フランスを中心に——」(Every Day and Festive Aspects Observed in Masks for Women: With a Focus on Masks in 17th Century France)『国際服飾学会誌』No.32, pp.15-27, 2007年。拙稿「18世紀初期フランスの礼儀作法と部屋着モード」、『服飾文化学会誌』vol.8, pp.11-21, 2008年。
- 3) ロジェ・シャルチエ、長谷川輝夫・宮下志郎訳『読書と読者』、みすず書房、1994、第2章、pp.41-92 参照。
- 4) A. Montandon (sous la direction d'), *Bibliographie des traités de savoir vivre en Europe*, le Centre de recherches sur les literatures modernes et contemporaines, Clermont-Ferrand, 1995 参照。
- 5) *Ibid.*, 参照。
- 6) 増田都希、「十八世紀フランスにおける「交際社会」の確立：十八世紀フランスの処世術」、一橋大博士論文、2007年。
- 7) 同論文、pp.28-32。

- 8) クルタンの作法書はどちらもフランス革命までの間に少なくとも 30 版は重ねている。また模倣作品としては、たとえば Morvan de Bellegarde が *Traité de la civilité, nouvellement dressé d'une manière exacte & méthodique & suivant les règles de l'usage vivant* と同じ書名で同じ内容の作品を出している。
- 9) Antoine de Courtin, *Nouveau traité de la civilité qui se pratique en France parmi les honnêtes gens*, Paris, 1671. 《Avertissement》参照。
- 10) ジョルジュ・ヴィガレロ、見市雅俊監訳『清潔になる私——身体管理の文化誌』、同文舘、1994 年。拙稿「下着の色と清潔——十八世紀リヨンの遺体調書に見られる事例から——」、『服飾美学』第 30 号、pp.33-48、2000 年。拙稿「18 世紀パリ、リヨン、ボジョレにおける chemise の着用状況——清潔論再考——」、『実践女子短期大学紀要』第 29 号、pp.119-135、2008 年。
- 11) 拙稿「ギャラントリー——十七世紀前期フランスの社交生活と服飾——」、『服飾美学』第 24 号、1995 年 3 月、pp.57-74 参照。
- 12) 前掲拙稿「アンシャン・レジーム期の帽子」。
- 13) Antoine de Courtin, *Traité de la civilité, nouvellement dressé d'une manière exacte & méthodique & suivant les règles de l'usage vivant*, Lyon, 1681, p.58
 《D. Quand doit-il le (manteau) porter?
 R. Il est de la bienséance de le porter à l'Eglise & de le garder à table.
 D. Doit-il entrer dans l'Eglise ou dans un lieu où sont ordinairement des personnes considerables, étant enveloppé dans son manteau?
 R. Non, il n'est pas de la bienséance, en entrant ainsi chez les Princes on s'expose à quelque reprimand. 》
- 14) La Salle, *op.cit.*, p.129. 《Il ne faut pas entrer dans un lieu où sont des personnes considérables, enveloppé dans son manteau ; dans les maisons des Princes on s'exposerait à quelques réprimandes, ou même à en être chassé.》
- 15) A.de Courtin, *Nouveau traité de la civilité, op.cit.*, p.18.《Il n'est pas de la bien-séance de s'envelopper de son manteau, quand on entre ou dans la maison, ou dans les chambres : chez le Roy, entrant ainsi, on s'exposerait à quelque correction.》
- 16) La Salle, *op.cit.*, p.128. 《L'honnêteté demande qu'on porte le manteau sur les deux épaules, et qu'il pende par devant, et non pas qu'on retrouse par-dessus les bras : il est encore plus messéant de le replier par-dessous le coude ; et il est de la bienséance de le garder à table.》
- 17) A.de Courtin, *Traité de la civilité, op.cit.*, p.58. 《D. Comment un enfant doit-il porter un manteau ? R. Sur les deux épaules.》
- 18) La Salle, *op.cit.*, p.129. 《Il est incivil de tirer par le manteau ou par la robe une personne à qui on veut parler, particulièrement, si elle est de qualité ou supérieure.》
- 19) A.de Courtin, *Traité de la civilité, op.cit.*, p.59
 《D. Quand est-ce qu'un enfant doit avoir les mains dans ses gands?
 R. Il est de la bien-séance de les avoir
 1. quand on marche dans les rues.
 2. quand on est en compagnie.
 3. quand on va à la campagne.
 D. Quand doit-il ôter ses gands?
 R. Il doit les ôter principalement pour prier Dieu & se mettre à table.》
- 20) A.de Courtin, *Nouveau traité de la civilité, op.cit.*, p.96. 《Si on est obligé de mener une Dame à l'Eglise, ou ailleurs, il faut la conduire en la soutenant de la main droite, selon la disposition du haut pavé ou du haut bout, & avoir le gand à la main : C'est une regle general qu'il faut toujours avoir le gand, quand on donne la main à une Dame, là & ailleurs.》
- 21) La Salle, *op.cit.*, p.129.《Il est de la biensance d'avoir les mains dans ses gants, quand on marche par la rue, quand on est en compagnie, et quand on va à la campagne ; et il est indécent de les tenir dans sa main, les remuer, badiner avec, et s'en servir pour donner des coups à quelqu'un ; cela sent l'écolier.
 Il faut ôter ses gants quand on entre à l'église, avant que de prendre de l'eau bénite, quand on veut prier Dieu, et avant que de se mettre à table.
 Lorsqu'on veut saluer quelqu'un, et lui faire une profonde révérence, comme pour baiser la main, il faut avoir alors la main nue, et il suffit pour cela d'ôter le gand de la main droite ; c'est aussi ce que la bienséance veut qu'on fasse avant que de donner ou de recevoir quelque chose.
 Il est incivil en compagnie de tirer et de mettre incessamment ses gants ; il est aussi malhonnête de les porter sous le bras gauche, de mettre seulement le gand de la main gauche, et de tenir avec cette main la gand de la droite, ou de les mettre dans sa poche, lorsqu'on devrait avoir les mains dedans. 》
- 22) *Ibid.*, p.108. A. de Courtin *Nouveau traité de la civilité, op.cit.*, pp.21-22
- 23) 前掲拙稿「女性の仮面に見られる日常性と祝祭性」。
- 24) ノルベルト・エリアス、前掲書。
- 25) A. de Courtin, *Traité de la civilité, op.cit.*, p.14
 《D. Comment se doit moucher un enfant ?
 R. Il ne se doit point moucher avec la main nuë, ni sur la manche, ni avec ses habits, ni avec la main l'essuiant

- ensuite à ses habits, comme sont les poissonnieres ni mettant un doigt contre le nez & poussant à terre l'ordure qui est dedans : mais il doit prendre son mouchoit pour tirer la morve qui l'incommode.》
- 26) *Ibid.*, p.16. 《D. Que faut-il faire après s'estre mouché ?
R. Il faut plier proprement son mouchoir & le cacher sans regarder ce qui est sorti de son nez.》
- 27) *Ibid.*, p.14-15. 《D. Comment se doit-on moucher, lorsqu'on est en compagnie? R. Il faut tourner la teste, s'il se peut, hors de la presence de ceux avec qui on est, & si on ne peut se tourner qu'il n'ait quelqu'un à la rencontre, il faut mettre le chapeau ou l'autre main devant.》
- 28) La Salle, *op.cit.*, p.95.
- 29) *Ibid.*, p.95. 《Avant que de se moucher, il est indécent d'être longtemps à tirer son mouchoir, et c'est manquer de respect à l'égard des personnes avec qui on est, de le déplier en différents endroits pour voir de quel côté on se mouchera. Il faut tirer son mouchoir de sa poche, et se moucher promptement, et de manière qu'on ne puisse presque pas être aperçu des autres.》
- 30) 前掲拙稿「18世紀初期フランスの礼儀作法と部屋着モード」。
- 31) La Salle, *op.cit.*, p.129. 《Il est très vilain de laisser tomber ses bas sur ses talons, faute de les rattacher ; il faut avoir soin de les bien tirer afin qu'ils ne fassent pas de plis sur la jambe ; et on ne doit jamais souffrir qu'ils paraissent tant soit peu déchirés, ou qu'il y ait quelque pièce qui sorte hors de soulier, ni qu'ils soient tellement serrés, qu'on puisse voir la jambe à travers.》
- 32) *Ibid.*, p.130. 《A l'égard des souliers, il faut prendre garde qu'ils soient proprement serrés avec des boucles, ou liés avec des cordons. Il est malhonnête de mettre ses souliers en pantoufle, soit dans la maison, soit dehors ; et il est de la bienséance de les avoir toujours fort nets.》
- 33) 拙稿「1770年代の遺体調書にみるパリとリヨン、ボジョレの服飾」『お茶の水女子大学人間文化論叢』第9巻、pp.131-39、2007年。
- 34) La Salle, *op.cit.*, p.130. 《Il faut toujours tenir ses habits tellement fermés par devant, particulièrement sur la poitrine, que la chemise ne paraisse pas, et c'est une négligence qui ne serait pas pardonnable de laisser tomber les manches de sa chemise sue le poignet, faute de les attacher, ou de laisser traîner les cordons de son caleçon ; ce serait même s'attirer de la confusion de laisser passer sa chemise par quelque endroit.》
- 35) ヴィガレロ、前掲書。
- 36) La Salle, *op.cit.*, p.130. 《La bienséance ne souffre point qu'on ait le cou nu et à découvert, mais elle veut qu'on ait toujours une cravate autour, lorsqu'on paraît et lorsqu'on est dans la maison, soit déshabillé, soit incommodé, qu'on y ait un mouchoir honnête pour le couvrir.》
- 37) この時代の清潔さとかかわる白い下着類 (linge) の問題については以下を参照。ヴィガレロ、前掲書。前掲拙稿「下着の色と清潔」。前掲拙稿、「18世紀パリ、リヨン、ボジョレにおける chemise の着用状況」。および、リボンとエチケットの問題については、前掲拙稿「ギャラントリー」参照。
- 38) ミュシャンブレッド、前掲書、p.6。
- 39) 前掲拙稿、「アンシャン・レージュム期の帽子」。
- 40) C. Sorel, *Les lois de la galanterie*, Paris, 1644, p.1. 《Nous [...]Avons arrêté qu'aucune autre Nation que la Française ne se doit attribuer l'honneur d'en observer excellemment les preceptes, et que c'est dans Paris, ville capitale en toutes façons, qu'il en faut chercher la source. [...] Encore avec tout cela ne pourront-ils pas exercer notre Art illustre dans leurs villes esloignées, pource qu'il n'a cours véritablement que dans Paris, 》